

## ○集落営農組織の基盤を活用した集落の一体化

### 1 集落協定の概要

市町村・協定名	桜川市 山口集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	20.1ha	0ha	0ha	0ha
	（緩傾斜）20.1ha			
交付金配分方法	個人配分率			0%
	共同取組活動分 （100%）		農道・水路管理費	100%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	48名（農業者）			

### 2 集落の活動内容

農用地に関する活動	・電気柵の設置による鳥獣害被害の防止
水路・農道等の管理	・水路の草刈り実施（年2回） ・農道の草刈り実施（年2回）
多面的機能を増進する活動	・協定農用地内の農道沿い、土手、遊休地への景観作物（コスモス）の作付け
体制整備として取り組む活動	—

電気柵の設置



水路の草刈り



法面の草刈り

景観作物(コスモス)

### 3 特徴的な取り組み及び取り組みの成果

- ・ 集落内に集落営農組織が組織化されており、水路・農道の管理や電気柵の設置が円滑に行われている。
- ・ 協定農用地内のゴミ拾いや景観作物(コスモス)の植え付けなども共同して実施している。
- ・ 共同活動の実施により、これまでは集まることも少なく疎遠であった集落内の人間関係が良好になり、協調性の醸成や一体感のある絆の強化につながった。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・ 制度に取り組む前は、農業者人口の減少及び高齢化や耕作利便性に劣るために借り手がないなど、耕作放棄地になるたくさんの要因を抱えていた。しかし、制度開始後は良好な人間関係が構築され、集落内の担い手を中心とした借り手の協力により、生産条件の悪い土地も耕作放棄地となることが防止できる見込みである。

## ○共同活動の継続による地域の活性化

### 1 集落協定の概要

市町村・協定名	城里町 <small>きたのね</small> 北ノ根集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	5.9ha	0ha	0ha	0ha
	(緩傾斜)5.9ha			
交付金配分方法	個人配分率			50%
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬		5%
		農道・水路管理費		45%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	16名（農業者）			

### 2 集落の活動内容

農用地に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用権の設定(約0.8ha)又は作業受委託(約3ha)の実施</li> <li>・ 防護柵(電柵), ネットによるイノシシ対策の実施</li> </ul>
水路・農道等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路の草刈りの実施(年2回)</li> <li>・ 農道の草刈りの実施(年2回)</li> <li>・ 周辺町道を含む農道, 作業道の草刈り, 水路の掘り払い等を実施</li> </ul>
多面的機能を増進する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同活動により周辺林地の下草刈り・コサ払いを実施</li> </ul>
体制整備として取り組む活動	—

休耕田での放牧の様子



用水路の草刈り



排水路の土砂払い



### 3 特徴的な取り組み及び取り組みの成果

- ・周辺林地の下草刈りや継続的な水路の維持管理により、年々協定農用地内に生息するホタルが増えてきた。
- ・約1haの集団転作に取り組んでおり、休耕田では和牛を放牧し、除草の省力化など効率的な農業経営の推進が図られた。
- ・一連の共同活動が地域のイベントである「そば打ち会」の復活につながり、集落全体としてのまとまりや活気がでてきた。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・後継者確保への対策として、定年帰農者が集落の農業を担っていくため、利用権設定などの体制整備に取り組んでいる。
- ・より良い農村環境の保全と地域の活性化を図ろうと、より生産性の高い農業を確立する努力をしている。

## ○堆肥の活用による地力の増進

### 1 集落協定の概要

市町村・協定名	なかごう 大子町 中郷集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	3.3ha	0ha	0ha	0ha
	(急傾斜)3.3ha			
交付金配分方法	個人配分率			50%
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬		3%
		農道・水路管理費		41%
		共同利用施設整備等費		6%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	12名（農業者）			

### 2 集落の活動内容

農用地に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法面の草刈（年4回）</li> <li>・電気柵の設置によるイノシシ被害の低減</li> <li>・無人ヘリによる水稲防除の省力化</li> </ul>
水路・農道等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路の掘り払いや草刈りの実施（年3回）</li> <li>・農道の草刈りの実施（年2回）</li> </ul>
多面的機能を増進する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成作物（さつき）の植付け</li> <li>・堆肥の使用による地力増進</li> </ul>
体制整備として取り組む活動	—

管理された法面・水路の様子



電気柵の設置



草刈りの様子



水路の清掃

### 3 特徴的な取り組み及び取り組みの成果

- ・イノシシ被害の防止のために電気柵の設置や堆肥使用による地力増進等の取組により協定農用地を維持管理していこうという意識の高まりが図られた。
- ・当該協定農用地においては協定参加者が減少しつつあるものの、協定代表者が中心となって、耕作放棄の発生防止に努めている。

### 4 取り組みの背景・工夫点・今後の展望など

- ・イノシシ被害が非常に多いため電気柵を設置しているが、設置部分の草の伸びが早く接触による漏電の恐れがあるため、草刈等管理に苦労している。しかし、刈り取った草を集落内の畜産農家に餌として利用してもらうことにより、堆肥を低コストで使用できるようになった。
- ・水稻の防除に無人ヘリを導入することにより、過疎・高齢化が進行するなかで省力化を図っている。

## ▶▶ 中山間地域等直接支払制度とは

傾斜地が多いなど平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域においては、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により水源の涵養や洪水防止といった多面的機能の低下が懸念されています。そこで平成12年度から、適切な農業生産活動が継続的に行われ、中山間地域等が有する多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度が始まりました。その後、17年度からは、これまでの制度に加え、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促すため、交付単価の段階措置・上乗せ措置等を講じて新対策がスタートしました。

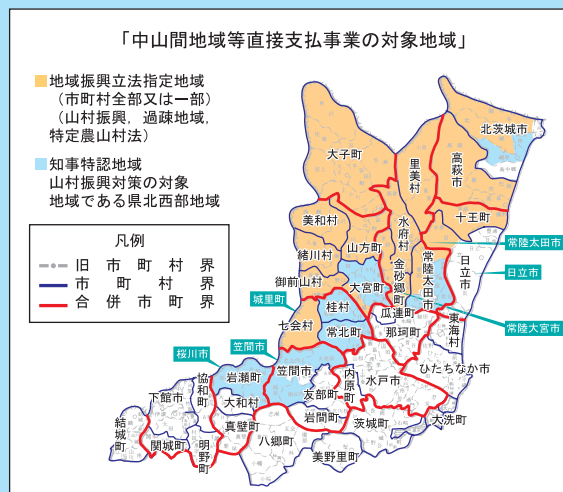
中山間地域の活性化をめざし、集落で話し合っ、条件不利の一つでも克服し、将来とも農業が継続できる仕組みをつくっていきましょう。

## ▶▶ 対象地域

県北西部地域で、特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域及び県知事の特認地域。

北茨城市（旧平瀧町、旧大津町、旧南中郷町を除く）、高萩市、日立市（旧十王町及び旧中里村のみ）、常陸太田市（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村及び旧常陸太田市（旧太田町を除く））、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧大宮町）、大子町、城里町（旧七会村、旧桂村、旧常北町）、笠間市（旧笠間市（旧笠間町を除く））、桜川市（旧岩瀬町）

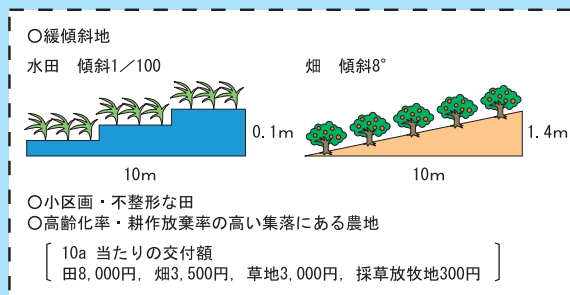
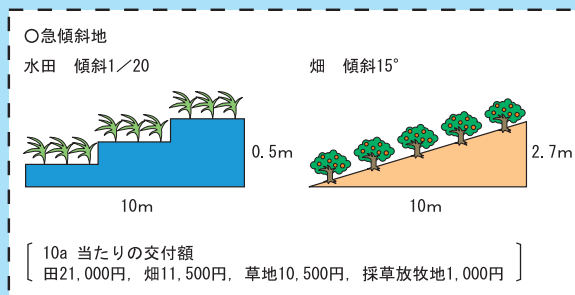
\*（注）旧市町村名は、昭和25年2月1日現在の市町村名



## ▶▶ 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、上記の地域のうち、農振農用地区内で、1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもので、かつ下の図中の傾斜を満たす農用地。（田畑混在地において、水田の傾斜要件を満たす1ha以上の一団の農用地の内、1ha未満の農用地（水田）については、交付対象とする。）

交付金の通常単価（右頁参照）は、下の図中に示した金額です。



## ▶▶ 集落協定について

対象農用地における農業者が集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合っ、取り組む活動、構成員の役割分担、交付される交付金の使用方法等の協定を結び、市町村長の認定を受けることが必要です。



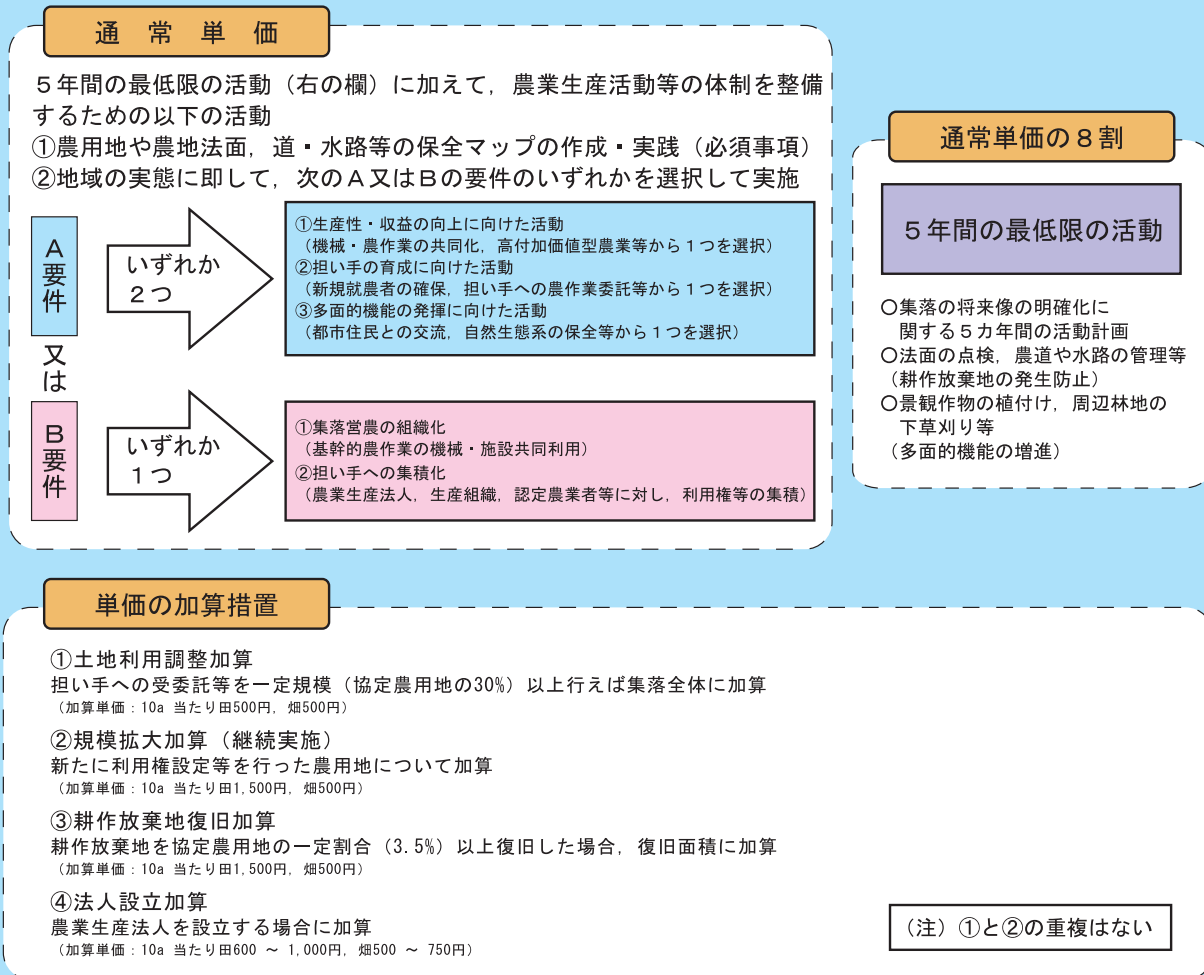
集落協定の締結▶

## ▶▶ 対象行為と単価

### ○ 交付単価に段階を設定

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。将来とも農業生産を継続できるような協定で、5年以内（H21年度迄）に一定の要件を満たす協定には通常単価を、この要件を満たさないものの5年間最低限の活動を行う協定には通常単価の8割の交付となります。

また、より積極的な取り組みを行う協定には、通常単価に加算措置を講じます。



## ▶▶ 交付金の使用方法

面積に応じて農業者に払うだけでなく、集落協定による共同活動をとおして、水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入のための積立などに使用できます。（交付額の1/2以上が集落の共同取組活動に使用されるのが望ましい。）

但し、交付金の適正な利用を図るため、共同取組活動に供する交付金の活用方法（目的、内容等）についても、集落協定時において明らかにしておくことになっています。

## ▶▶ 交付金の返還

集落協定の内容が適正に実施されなかった場合は、初年度に遡って交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった、自然災害を受けた等不可抗力の場合は返還を求められません。）

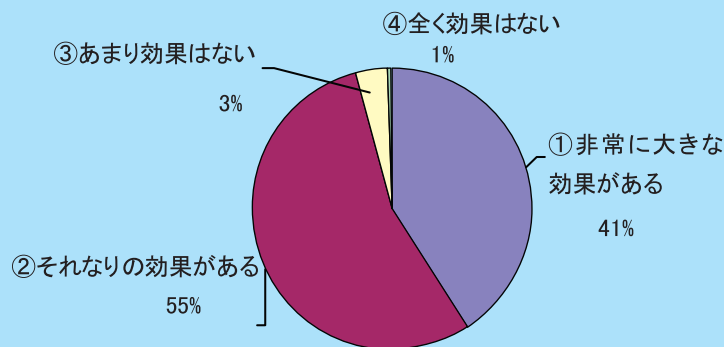


## 中間年評価 集落アンケート結果

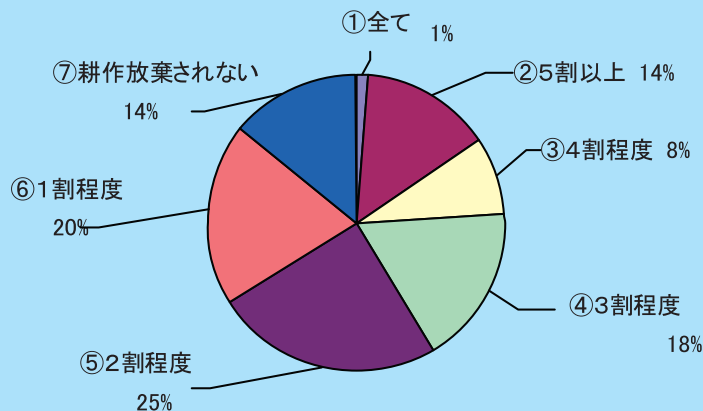
《9市町 147集落協定 1個別協定 759.8ha（対象農用地の67%）》  
各集落協定の代表者147名を対象に平成19年に実施したアンケートの結果の一部を紹介します。

### 1 耕作放棄地の発生防止

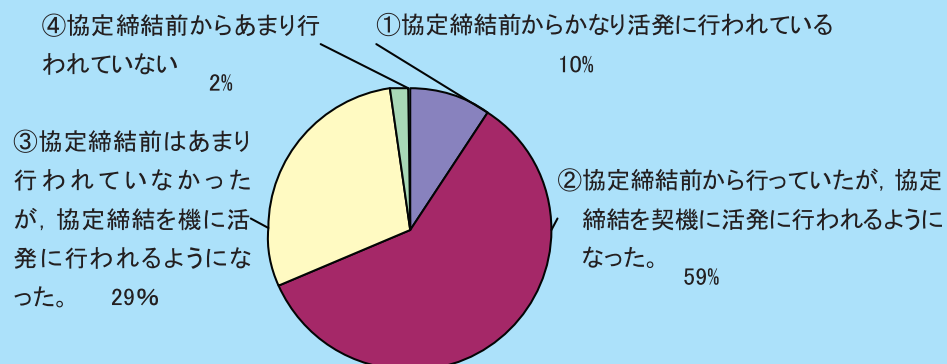
問1 中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加を防止する効果があると思いますか。



問2 本制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地については5年間でどのくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。

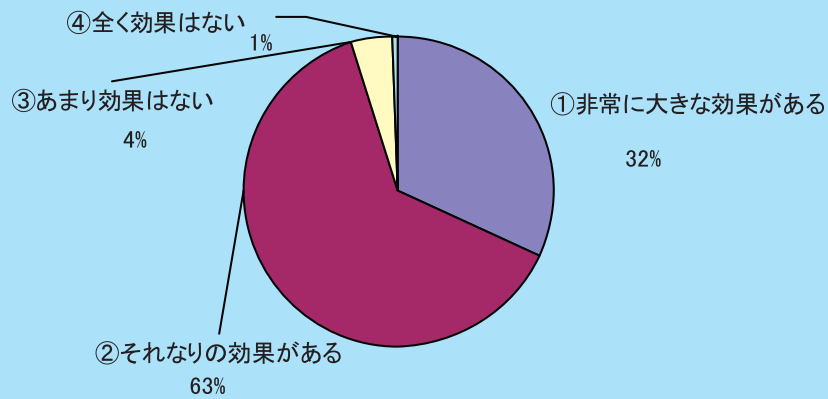


問3 集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況について、協定締結前(平成16年度以前)と現在ではどのように変わりましたか。



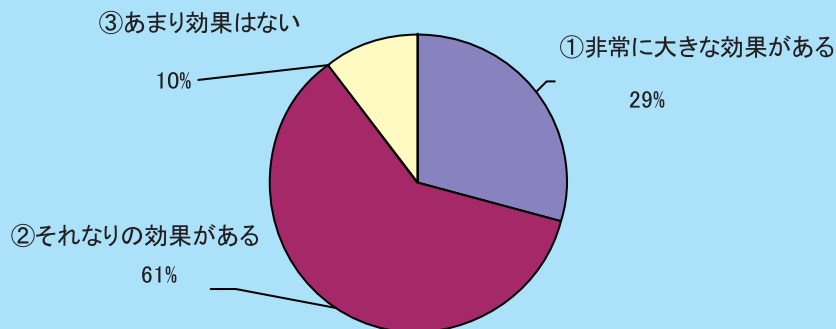
## 2 地域・集落の活性化

問4 本制度は、集落や地域の活動の・活性化を促す効果があると思いますか。



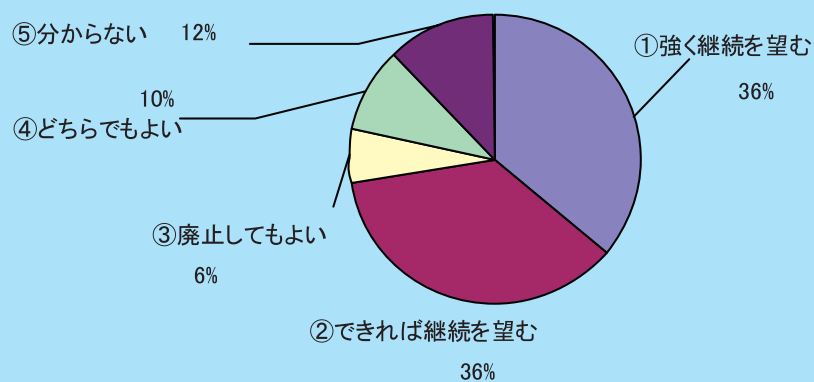
## 3 多面的機能の維持・増進への効果

問5 本制度は、国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思いますか。



## 4 平成21年度以降の制度の継続について

問6 本制度の実施期間は平成21年度までとなっていますが、平成22年度以降についてどのように考えますか。



茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4264

FAX 029-301-4269

[nokan3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:nokan3@pref.ibaraki.lg.jp)

平成20年11月作成